平成２３年（フ）第４３８号
広島市西区庚午中４丁目18番23―102号
債務者　野田　正司
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５６号
広島市東区馬木５丁目1455番地の１
債務者　山村　重美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８号
山口県下関市羽山町３番１―303号　公団住宅
債務者　明井　正子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
愛媛県松山市古川北２丁目10番５号　仙波ハイツ305号
債務者　岡本　光子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８０号
愛媛県松山市山越６丁目17番12号　トレンディ山越301号
債務者　清家　優子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８３号
愛媛県松山市中村５丁目14番４号
債務者　近藤　昭市
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１９１号
愛媛県松山市針田町103番地５　メゾン川吾101号
債務者　二ノ宮浩二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９２７号
高知市越前町２丁目４番25号　みのりハイツ２Ｆ
債務者　久保内義行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９号
高知市鏡川町41番地34
債務者　中島　正和
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０号
高知市鏡川町41番地34
債務者　中島　　正
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１号
高知市鏡川町41番地34
債務者　中島紀久美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５６号
高知市薊野西町３丁目17番30号　ハイツ小倉２階204号
債務者　芳中　敏征
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６４号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅黒棟305号
債務者　宮本　勝穂
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６７号
高知県香南市赤岡町28番地１
債務者　本田　静子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７０号
高知市中久万180番地１　サンライズ中久万203
債務者　前田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７３号
高知県土佐市高岡町甲2151番地４
債務者　吉本　幸道
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７７号
高知市春野町弘岡下3394番地１
債務者　川上　健造
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７９号
高知市朝倉己296番地27
債務者　川村　訓正
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
高知地方裁判所破産係